別紙1
（国の職員用）

住 宅 事 情 調 査 票 （A票）

令和　　年　　5　月　　1　日現在

官署名		所属		職名	
現住所		氏名			

1	年齢		
2	性別		
3	世帯・単身・独身の別		
4	職務の級号俸等		俸給表 級　　号俸 行政職俸給表（一）に換算した級　　級
5	現在の住居区分		 市区町村 公務員宿舎に入居しているとき、その宿舎（住宅）名、戸番 入居年月　　年　　月 居住期間　　年　　ヶ月 同居しているとき、その住居区分
6	同居家族数（本人を含む）		
7	一人当り㎡数		
8	家賃月額（公務員宿舎を含む）		
9	片道通勤時間		
10	自宅保有等の計画の有無		公務員宿舎に入居しているとき、今後1年以内の公務員宿舎以外への転居予定
11	前年5月1日より当年4月30日までに右記のいずれかに該当する異動があったときは、その該当する欄のすべてに記入する。	新規採用	 採用年月日　　令和　　年　　月　　日
12		転勤	転居状況と宿舎入居希望 現在の宿舎入居状況 未入居、退去等の理由 発令年月日　　令和　　年　　月　　日 前所属官署での在籍期間　　年　　ヶ月
13		結婚	結婚前の住宅事情
14		公営住宅等入居（住居区分02～05）	
15		民間賃貸住宅入居	
16		自宅取得	

17	単身赴任者の家族	住居区分 市区町村 家賃月額
18	駐車場（住宅等敷地内）	利用台数 （平均）料金
19	駐車場（住宅等敷地外）	利用台数 （平均）料金

20	官署番号	
21	役職段階別加算措置	
22	常時勤務に服することを要しない者	
23	無料職種	居住場所制限（施行令9条第1項～3項適用） へき地勤務（施行令9条第4項適用）
24	管理人	該当の有無 該当する（2または3）の場合については管理戸数
25	入居宿舎の規格等	宿舎（住宅） 省庁別合同 規格 区分貸与室数　一室同居者数
26	身分	1: 国の職員
27	給与支給会計	

1 本調査票は職員の住宅事情を把握し宿舎の需要度を測定するものですから正確に記入して下さい。
2 記入された事項について秘密を守り宿舎事務担当者以外に閲覧させることはありません。
3 記入された事項について宿舎事務担当者から直接おたずねする場合もありますから御承知下さい。

（独立行政法人の役職員用）

住 宅 事 情 調 査 票 （A票）

令和　　年　　5　月　　1　日現在

事業所名		所　属		職　名	
現住所		氏　名			

1	年齢		
2	性別		
3	世帯・単身・独身の別		
4	現在の住居区分		市区町村 公務員宿舎に入居しているとき、その宿舎（住宅）名、戸番 入居年月　　年　　月 居住期間　　年　　ヶ月 同居しているとき、その住居区分
5	同居家族数（本人を含む）		
6	一人当り㎡数		
7	家賃月額（公務員宿舎を含む）		
8	片道通勤時間		
9	自宅保有等の計画の有無		公務員宿舎に入居しているとき、今後1年以内の公務員宿舎以外への転居予定
10	前年5月1日より当年4月30日までに右記のいずれかに該当する異動があったときは、その該当する欄のすべてに記入する。	新規採用	採用年月日　　令和　　年　　月　　日
11		転勤	転居状況と宿舎入居希望 現在の宿舎入居状況 未入居、退去等の理由 発令年月日　　令和　　年　　月　　日 前所属官署での在籍期間　　年　　ヶ月
12		結婚	結婚前の住宅事情 × 宿舎貸与希望の有無
13		公営住宅等入居（住居区分02～05）	
14		民間賃貸住宅入居	
15		自宅取得	
16	単身赴任者の家族		住居区分 市区町村 家賃月額

17	駐車場（住宅等敷地内）	利用台数 （平均）料金
18	駐車場（住宅等敷地外）	利用台数 （平均）料金

19	官署番号	
20	常時勤務に服することを要しない者	
21	無料職種	居住場所制限（施行令9条第1項～3項適用） へき地勤務（施行令9条第4項適用）
22	管理人	該当の有無 該当する（2または3）の場合については管理戸数
23	入居宿舎の規格等	宿舎（住宅） 省庁別合同 規格 区分貸与室数　　一室同居者数
24	身分	

1 本調査票は職員の住宅事情を把握し宿舎の需要度を測定するものですから正確に記入して下さい。
2 記入された事項について秘密を守り宿舎事務担当者以外に閲覧させることはありません。
3 記入された事項について宿舎事務担当者から直接おたずねする場合もありますから御承知下さい。

住宅事情調査票作成要領（国の職員用）

1　「官署名」欄には、現に所属している官署名を記録すること
2　「所属」欄には、所属する局、部、課及び係等について、その最小単位までを記録すること
3　「職名」欄には、課長、係長等の職名又は具体的な職種（医師、看護師等）を記録すること

①	1　20才未満	4　30才以上35才未満	7　45才以上50才未満
	2　20才以上25才未満	5　35才以上40才未満	8　50才以上55才未満
	3　25才以上30才未満	6　40才以上45才未満	9　55才以上
②	1　男性（再任用以外）	2　女性（再任用以外）	3　男性（再任用）　4　女性（再任用）
③	1　世帯（２以外の場合） 2　世帯（配偶者が職員の場合） 3　単身赴任 4　独身	「世帯」とは配偶者を有し、又は主として職員の収入により生計を維持する配偶者以外の者を有しているもの（単身赴任を除く）をいう 「単身赴任」とは『世帯』のうち配偶者等を置いて任地に赴いているものをいう 「独身」とは世帯及び単身赴任以外をいう	
④	「俸給表」欄には、現に適用を受けている俸給表の記号を記録する。級のない俸給表又は号俸のない俸給表の適用を受けているときは、該当のない欄は記録せず、「俸給表」欄及び該当の欄のみ記録する。（行政職俸給表(一)に換算した級は、自動計算により表示される。）		
⑤	01　自宅 02　公営住宅 03　ＵＲ賃貸住宅 04　住宅公社、住宅協会等住宅 05　共済組合住宅 06　民間賃貸住宅 07　公的機関の職員住宅 08　社宅 09　庁舎・研修所等 10　公務員宿舎 11　同居 12　その他（01～11以外） 「自宅」とは本人又は家族の所有するものをいう 「ＵＲ賃貸住宅」とは独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅をいう 「民間賃貸住宅」とは本人又は家族の名義で借りているものをいう 「公的機関の職員住宅」とは都道府県市等の職員住宅として設置された住宅をいう 「社宅」とは民間企業が職員住宅として設置した住宅及び独立行政法人が職員住宅として設置した住宅をいう 「庁舎・研修所等」とは公務員宿舎以外のもので国の行政目的に使用している建物の一部を一時的に使用しているもの等をいう 「同居」とは同居家族のうち、２人以上が職員であってそのうち主たる１人（世帯主）を除く他の者のみが記録する（※主たる１人以外の者の名義で住居の貸与を受けている場合も、主たる１人以外の者が「同居」に記録する）		市区町村、入居年月についてもそれぞれ記録する。（居住期間は自動計算により表示される。） また、住居区分で「11　同居」を選択した者は、その住居区分を左記01～10、12のいずれかから選択する。
⑥	1　１人（本人のみ） 2　２人	3　３人 4　４人	5　５人 6　６人以上
⑦	1　3㎡(2畳程度)未満 2　3㎡(2畳程度)以上 5.5㎡(3.5畳程度)未満	3　5.5㎡(3.5畳程度)以上 8㎡(5畳程度)未満 4　8㎡(5畳程度)以上 10.5㎡(6.5畳程度)未満	5　10.5㎡(6.5畳程度)以上 13㎡(8畳程度)未満 6　13㎡(8畳程度)以上
⑧	1　無料 2　１円以上１万円未満 3　１万円以上２万円未満 4　２万円以上４万円未満	5　４万円以上６万円未満 6　６万円以上８万円未満 7　８万円以上10万円未満 8　10万円以上	現に居住している住居について支払っている家賃（土地のみの借料、賄料は除く）を記録する
⑨	1　30分未満 2　30分以上１時間未満 3　１時間以上１時間15分未満 4　１時間15分以上１時間30分未満	5　１時間30分以上１時間45分未満 6　１時間45分以上２時間未満 7　２時間以上２時間30分未満 8　２時間30分以上	乗継時間及び交通機関の運行間隔が長いため、官署の始業時間までに出勤するのに通常の通勤時間の他に見込時間を要するときは、その時間を含む
⑩	1　計画なし	2　計画あり	
⑪	該当するときは「1」と記録する		
⑫	転居状況と宿舎入居希望 1　転居有・希望有(宿舎入居) 2　転居有・希望有(入居せず) 3　転居有・希望無 4　転居無	現在の宿舎入居状況 1　引き続き入居したい 2　宿舎を退去したい 3　退去済み(他の宿舎へ転居) 4　退去済み(宿舎以外へ転居)	未入居、退去等の理由 1　官署から遠い(片道60分未満) 2　官署から遠い(片道60分以上) 3　官署から遠い(片道75分以上) 4　官署から遠い(片道90分以上) 5　宿舎が古い等設備への不満 6　世帯用宿舎のため(単・独身者) 7　寮やﾙｰﾑｼｪｱﾀｲﾌﾟのため 8　宿舎の提示がなかったため 9　その他(生活が不便など)
	前所属官署での在籍期間 転勤前の所属官署への在籍期間を記録する		
⑬	結婚前の住宅事情 1　宿舎に入居していた	2　宿舎に入居していなかった	
⑭～⑯	1　宿舎に入居していた	2　宿舎の貸与を希望していた	3　宿舎の貸与を希望していなかった
⑰	③で「３　単身赴任」を選択した者が、その家族の住居区分、市区町村及び家賃月額を記録する。 住居区分及び市町村については、⑤の区分と同じ。 家賃月額については、⑧の区分と同じ。		
⑱・⑲	⑱現に居住している住居の敷地内又は当該住居と一体として整備されている駐車場の１世帯の利用状況を記録する ⑲現に居住している住居の敷地外に整備されている駐車場（民間駐車場等）の１世帯の利用状況を記録する 利用台数 1　１台分利用している 2　２台分利用している 3　３台分以上利用している （平均）料金 1　無料 2　１円以上３千円未満 3　３千円以上６千円未満 4　６千円以上１万円未満 5　１万円以上２万円未満 6　２万円以上３万円未満 7　３万円以上４万円未満 8　４万円以上５万円未満 9　５万円以上		２台分以上利用している場合には、その平均料金を記録する

（以下　宿舎事務担当者用）

⑳	官署番号を記録する。
㉑	1　適用される 2　適用されない 「役職段階別加算措置」とは係長級以上の職員の期末手当及び勤務手当についてその手当額算定の基礎額に役職段階に応じた額が加算される措置をいう
㉒	1　該当しない 2　該当する 宿舎法施行令第2条第2項に該当する者について、２を選択する。
㉓	該当の有無 1　該当しない 2　該当する 居住場所制限（宿舎法施行令第9条 該当項） 1　１項適用 2　２項適用 3　３項適用 へき地勤務（宿舎法施行令第9条第4項） 1　該当しない 2　該当する
㉔	該当の有無 1　該当しない 2　併任（職員）管理人 3　専任管理人 管理戸数（管理人に該当しない場合には記録しない） 1　20戸未満 2　20戸以上30戸未満 3　30戸以上50戸未満 4　50戸以上100戸未満 5　100戸以上150戸未満 6　150戸以上200戸未満 7　200戸以上250戸未満 8　250戸以上300戸未満 9　300戸以上
㉕	「宿舎（住宅）」欄には該当する宿舎コードを記録する。 「省庁別合同」は、宿舎コードを記録することにより、次のうち該当する方が自動表示される。 1　省庁別宿舎 2　合同宿舎 「規格」は次のいずれかを記録する A　B　C　D　E 「区分貸与室数」欄には１戸を数室に区分し複数の職員に貸与（予定も含む。以下同じ）している場合の貸与している室数（空室は含まない）を記録する。また、「１室同居者数」欄には１室に複数の職員が同居している場合の人数を記録する。なお、「規格」、「区分貸与室数」及び「１室同居者数」の各欄の具体的な記録例は以下のとおりである。 記録例 イ　ａ型宿舎１室に職員２人が同居しているとき 規格 [A]　区分貸与室数 [　]　１室同居者数 [2] ロ　世帯転用型宿舎を職員３人に貸与しているとき（世帯転用型宿舎はそれぞれ独立した１室をａ型宿舎１戸として取り扱う） 規格 [A]　区分貸与室数 [　]　１室同居者数 [　] ハ　Ｃ型宿舎を職員３人に区分貸与しているとき 規格 [C]　区分貸与室数 [3]　１室同居者数 [　] ニ　Ｃ型宿舎を職員２人に区分貸与し、１室が空室（明渡未了も同じ）であるとき 規格 [C]　区分貸与室数 [2]　１室同居者数 [　] ホ　Ｃ型宿舎が３室に区画変更されており、そのうちの１室に職員２人が同居しているとき 規格 [C]　区分貸与室数 [3]　１室同居者数 [　] 規格 [C]　区分貸与室数 [3]　１室同居者数 [2] ヘ　Ｃ型宿舎を職員３人に区分貸与しているが、そのうち１人が他省庁職員であるとき（他省庁職員の規格欄は貸与を受けている室の専用面積に見合う規格を記録する） 規格 [C]　区分貸与室数 [2]　１室同居者数 [　] 規格 [A]　区分貸与室数 [　]　１室同居者数 [　]
㉖	1　国の職員
㉗	以下の会計から給与を支給されている場合にそのコードを記録する なお、北海道開発局及び沖縄総合事務局において以下の特別会計に係る業務を行っている者については、当該会計コードに準じて記録する 登記特別会計　95 年金特別会計　61 労働保険特別会計　77 食料安定供給特別会計（業務勘定）　78 〃　（国営土地改良事業勘定）　83 東日本大震災復興特別会計　73 エネルギー対策特別会計　76 自動車安全特別会計　87

住宅事情調査票作成要領（独立行政法人の役職員用）

1　「官署名」欄には、現に所属している官署名を記録すること
2　「所属」欄には、所属する局、部、課及び係等について、その最小単位までを記録すること
3　「職名」欄には、課長、係長等の職名又は具体的な職種（医師、看護師等）を記録すること

①	1　20才未満	4　30才以上35才未満	7　45才以上50才未満	
	2　20才以上25才未満	5　35才以上40才未満	8　50才以上55才未満	
	3　25才以上30才未満	6　40才以上45才未満	9　55才以上	
②	1　男性（再任用以外）	2　女性（再任用以外）	3　男性（再任用）	4　女性（再任用）
③	1　世帯（２以外の場合） 2　世帯（配偶者が職員の場合） 3　単身赴任 4　独身	「世帯」とは配偶者を有し、又は主として職員の収入により生計を維持する配偶者以外の者を有しているもの（単身赴任を除く）をいう 「単身赴任」とは『世帯』のうち配偶者等を置いて任地に赴いているものをいう 「独身」とは世帯及び単身赴任以外をいう		
④	01　自宅 02　公営住宅 03　ＵＲ賃貸住宅 04　住宅公社、住宅協会等住宅 05　共済組合住宅 06　民間賃貸住宅 07　公的機関の職員住宅 08　社宅 09　庁舎・研修所等 10　公務員宿舎 11　同居 12　その他（01～11以外） 「自宅」とは本人又は家族の所有するものをいう 「ＵＲ賃貸住宅」とは独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅をいう 「民間賃貸住宅」とは本人又は家族の名義で借りているものをいう 「公的機関の職員住宅」とは都道府県市等の職員住宅として設置された住宅をいう 「社宅」とは民間企業が職員住宅として設置した住宅及び独立行政法人が職員住宅として設置した住宅をいう 「庁舎・研修所等」とは公務員宿舎以外のもので国の行政目的に使用している建物の一部を一時的に使用しているもの等をいう 「同居」とは同居家族のうち、２人以上が職員であってそのうち主たる１人（世帯主）を除く他の者のみが記録する（※主たる１人以外の者の名義で住居の貸与を受けている場合も、主たる１人以外の者が「同居」に記録する）			市区町村、入居年月についてもそれぞれ記録する。（居住期間は自動計算により表示される。） また、住居区分で「11　同居」を選択した者は、その住居区分を左記01～10、12のいずれかから選択する。
⑤	1　１人（本人のみ） 2　２人	3　３人 4　４人	5　５人 6　６人以上	
⑥	1　3㎡(2畳程度)未満 2　3㎡(2畳程度)以上 5.5㎡(3.5畳程度)未満	3　5.5㎡(3.5畳程度)以上 8㎡(5畳程度)未満 4　8㎡(5畳程度)以上 10.5㎡(6.5畳程度)未満	5　10.5㎡(6.5畳程度)以上 13㎡(8畳程度)未満 6　13㎡(8畳程度)以上	
⑦	1　無料 2　１円以上１万円未満 3　１万円以上２万円未満 4　２万円以上４万円未満	5　４万円以上６万円未満 6　６万円以上８万円未満 7　８万円以上10万円未満 8　10万円以上	現に居住している住居について支払っている家賃（土地のみの借料、賄料は除く）を記録する	
⑧	1　30分未満 2　30分以上１時間未満 3　１時間以上１時間15分未満 4　１時間15分以上１時間30分未満	5　１時間30分以上１時間45分未満 6　１時間45分以上２時間未満 7　２時間以上２時間30分未満 8　２時間30分以上	乗継時間及び交通機関の運行間隔が長いため、官署の始業時間までに出勤するのに通常の通勤時間の他に見込時間を要するときは、その時間を含む	
⑨	1　計画なし	2　計画あり		
⑩	該当するときは「１」と記録する			
⑪	転居状況と宿舎入居希望 1　転居有・希望有(宿舎入居) 2　転居有・希望有(入居せず) 3　転居有・希望無 4　転居無	現在の宿舎入居状況 1　引き続き入居したい 2　宿舎を退去したい 3　退去済み(他の宿舎へ転居) 4　退去済み(宿舎以外へ転居)	未入居、退去等の理由 1　官署から遠い(片道60分未満) 2　官署から遠い(片道60分以上) 3　官署から遠い(片道75分以上) 4　官署から遠い(片道90分以上) 5　宿舎が古い等設備への不満 6　世帯用宿舎のため(単・独身者) 7　寮やﾙｰﾑｼｪｱﾀｲﾌﾟのため 8　宿舎の提示がなかったため 9　その他(生活が不便など)	
	前所属官署での在籍期間 転勤前の所属官署への在籍期間を記録する			
⑫	結婚前の住宅事情 1　宿舎に入居していた	2　宿舎に入居していなかった		
⑬～⑮	1　宿舎に入居していた	2　宿舎の貸与を希望していた	3　宿舎の貸与を希望していなかった	
⑯	③で「３　単身赴任」を選択した者が、その家族の住居区分、市区町村及び家賃月額を記録する。 住居区分及び市町村については、④の区分と同じ。 家賃月額については、⑦の区分と同じ。			
⑰・⑱	⑱現に居住している住居の敷地内又は当該住居と一体として整備されている駐車場の１世帯の利用状況を記録する ⑲現に居住している住居の敷地外に整備されている駐車場（民間駐車場等）の１世帯の利用状況を記録する 利用台数 1　１台分利用している 2　２台分利用している 3　３台分以上利用している （平均）料金 1　無料 2　１円以上３千円未満 3　３千円以上６千円未満 4　６千円以上１万円未満 5　１万円以上２万円未満 6　２万円以上３万円未満 7　３万円以上４万円未満 8　４万円以上５万円未満 9　５万円以上			２台分以上利用している場合には、その平均料金を記録する

（以下　宿舎事務担当者用）

<table>
<tr><td>⑲</td><td colspan="3">官署番号を記録する。</td></tr>
<tr><td>⑳</td><td colspan="3">1　該当しない
2　該当する
宿舎法施行令第2条第2項に該当する者について、２を選択する。</td></tr>
<tr><td>㉑</td><td>該当の有無
1　該当しない
2　該当する</td><td>居住場所制限（宿舎法施行令第9条 該当項）
1　１項適用
2　２項適用
3　３項適用</td><td>へき地勤務（宿舎法施行令第9条第4項）
1　該当しない
2　該当する</td></tr>
<tr><td>㉒</td><td>該当の有無
1　該当しない
2　併任（職員）管理人
3　専任管理人</td><td colspan="2">管理戸数（管理人に該当しない場合には記録しない）
1　20戸未満
2　20戸以上30戸未満
3　30戸以上50戸未満
4　50戸以上100戸未満
5　100戸以上150戸未満
6　150戸以上200戸未満
7　200戸以上250戸未満
8　250戸以上300戸未満
9　300戸以上</td></tr>
<tr><td>㉓</td><td colspan="3">「宿舎（住宅）」欄には該当する宿舎コードを記録する。
「省庁別合同」は、宿舎コードを記録することにより、次のうち該当する方が自動表示される。
1　省庁別宿舎
2　合同宿舎
「規格」は次のいずれかを記録する
A　B　C　D　E
「区分貸与室数」欄には１戸を数室に区分し複数の職員に貸与（予定も含む。以下同じ）している場合の貸与している室数（空室は含まない）を記録する。また、「１室同居者数」欄には１室に複数の職員が同居している場合の人数を記録する。なお、「規格」、「区分貸与室数」及び「１室同居者数」の各欄の具体的な記録例は以下のとおりである。
記録例
イ　ａ型宿舎１室に職員２人が同居しているとき
規　格［　］　区分貸与室　数［　］　１　室同居者数［　］
ロ　世帯転用型宿舎を職員３人に貸与しているとき（世帯転用型宿舎はそれぞれ独立した１室をａ型宿舎１戸として取り扱う）
規　格［　］　区分貸与室　数［　］　１　室同居者数［　］
ハ　Ｃ型宿舎を職員３人に区分貸与しているとき
規　格［　］　区分貸与室　数［　］　１　室同居者数［　］
ニ　Ｃ型宿舎を職員２人に区分貸与し、１室が空室（明渡未了も同じ）であるとき
規　格［　］　区分貸与室　数［　］　１　室同居者数［　］
ホ　Ｃ型宿舎が３室に区画変更されており、そのうちの１室に職員２人が同居しているとき
規　格［C］　区分貸与室　数［3］　１　室同居者数［　］
規　格［C］　区分貸与室　数［3］　１　室同居者数［2］
ヘ　Ｃ型宿舎を職員３人に区分貸与しているが、そのうち１人が他省庁職員であるとき（他省庁職員の規格欄は貸与を受けている室の専用面積に見合う規格を記録する）
規　格［C］　区分貸与室　数［2］　１　室同居者数［　］
規　格［A］　区分貸与室　数［　］　１　室同居者数［　］</td></tr>
<tr><td>㉔</td><td colspan="3">2　独立行政法人の役員（国家公務員）　4　独立行政法人の職員（国家公務員）
3　独立行政法人の役員（国家公務員以外）　5　独立行政法人の職員（国家公務員以外）</td></tr>
</table>

別紙2

Ｂ 退職者数連絡票

令和　 年5月1日現在

維持管理機関

官署番号	退職時に宿舎に入居していた者				退職時に宿舎に入居していなかった者			
	男子（世）	男子（独）	女子（世）	女子（独）	男子（世）	男子（独）	女子（世）	女子（独）
8	4	4	4	4	4	4	4	4

別紙3

C 設置未了宿舎連絡票

令和　年5月1日現在　　維持管理機関

官署番号	省庁別合同	財務局等 財務事務所等	規格別戸数					
			a 男子 独身用	a 女子 独身用	b	c	d	e
8	1	6	4	4	4	4	4	4

別紙4

D 未貸与宿舎連絡票

令和　年5月1日現在　　維持管理機関

官署番号	省庁別合同	事由	財務局等 財務事務所等	規格別戸数					
				a 男子 独身用	a 女子 独身用	b	c	d	e
8	1	2	6	4	4	4	4	4	4

別紙5

Ｅ 明渡未了宿舎連絡票

令和　 年5月1日現在

維持管理機関

官署番号	省庁別合同	事由	財務局等 財務事務所等	規格別戸数					
				a 男子 独身用	a 女子 独身用	b	c	d	e
8	1	2	6	4	4	4	4	4	4

別紙6

Ｆ 廃止予定宿舎連絡票

令和　 年5月1日現在　　維持管理機関

宿舎（住宅）コード	棟番号	事由	官署番号	財務局等 財務事務所等	規格別戸数					
					a 男子独身用	a 女子独身用	b	c	d	e
4	3	2	8	6	4	4	4	4	4	4

別紙7

G 他省庁に貸している宿舎連絡票

令和　年5月1日現在　　維持管理機関

宿舎（住宅）コード	棟番号	戸番	規格	官署番号	入居者の官署番号
4	3	5	1	8	8

別紙8

Z 官署連絡票

令和　年5月1日現在　　維持管理機関

訂正	官署番号	市区町村コード	組織コード	官署名
1	8	5	1	30

別紙９

省　庁　コ　ー　ド

法第４条第１項関係		法第４条第２項関係	
番号	省　庁　名	番号	省　庁　名
01	衆　議　院	51	削　除
02	参　議　院	52	削　除
03	最　高　裁　判　所	53	削　除
04	会　計　検　査　院	54	削　除
05	内　閣	55	削　除
06	内　閣　府	56	沖　縄　総　合　事　務　局
07	総　務　省	57	北　海　道　開　発　局
08	法　務　省	58	防　衛　省　（　自　衛　隊　）
09	外　務　省	59	在　外　公　館
10	財　務　省	60	削　除
11	文　部　科　学　省	61	削　除
12	厚　生　労　働　省	62	削　除
13	農　林　水　産　省	63	削　除
14	経　済　産　業　省	64	国立ハンセン病療養所
15	国　土　交　通　省	65	削　除
16	環　境　省	66	削　除
17	防　衛　省	67	農林水産省（公共事業）
18	デ　ジ　タ　ル　庁	68	国土交通省（公共事業）
20	復　興　庁	69	削　除
50	合　同　宿　舎	70	労働保険特別会計（労災勘定）
		71	労働保険特別会計（雇用勘定）
		72	削　除
		73	復　興　庁　（　復　興　局　）
		74	農林水産省（国有林野事業）

別紙10

俸　給　表　コ　ー　ド

俸　給　表	記号	備　　考
行　政　職　俸　給　表（一）	Ａ１	
〃　（二）	Ａ２	
専　門　行　政　職　俸　給　表	Ａ３	
税　務　職　俸　給　表	Ｂ１	
公　安　職　俸　給　表（一）	Ｃ１	
〃　（二）	Ｃ２	
海　事　職　俸（一）	Ｄ１	
〃　（二）	Ｄ２	
教　育　職　俸　給　表（一）	Ｅ１	
〃　（二）	Ｅ２	
研　究　職　俸　給　表	Ｆ１	
医　療　職　俸　給　表（一）	Ｇ１	
〃　（二）	Ｇ２	
〃　（三）	Ｇ３	
福　祉　職　俸　給　表	Ｏ３	
専　門　ス　タ　ッ　フ　職　俸　給　表	Ｐ１	
検　事	Ｈ１	号俸のみ（等級なし）
副　検　事	Ｈ２	〃
秘　書　官	Ｋ１	〃
簡　易　裁　判　所　判　事	Ｌ１	〃
判　事　補	Ｌ２	〃
特　別　給　料　表（参事）	Ｍ１	〃
速　記　職　給　料　表	Ｍ２	
議　院　警　察　職　給　料　表	Ｍ３	

俸　給　表	記号	備　　考
自　衛　官　俸　給　表	Ｎ２	※階級コード 陸海空将　10 陸海空将補(1)、(2)　10 一等陸海空佐(1)　9 一等陸海空佐(2)　8 一等陸海空佐(3)　7 二等陸海空佐　6 三等陸海空佐　5 一等陸海空尉29号俸以上　4 一等陸海空尉28号俸以下　3 二等陸海空尉　3 三等陸海空尉69号俸以上　3 准陸海空尉105号俸以上　3 陸海空曹長105号俸以上　3 三等陸海空尉68号俸以下　2 准陸海空尉104号俸以下　2 陸海空曹長104号俸以下　2 幹部候補生　2 一等陸海空曹以下　2
自　衛　隊　教　官　俸　給　表	Ｎ３	
検　査　官		
人　事　官		
内　閣　官　房　副　長　官		
内　閣　官　房　危　機　管　理　監		
国　家　安　全　保　障　局　長		
内　閣　官　房　副　長　官　補		
内　閣　広　報　官		
内　閣　情　報　官		
内　閣　総　理　大　臣　補　佐　官		
副　大　臣		
政　務　官		
デ　ジ　タ　ル　監		
就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院または一院の議決または同意によることを必要とする職員		

俸給表		記号	備考
上皇侍従長		Ｚ１	等級・号俸なし
皇嗣職大夫			
式部官長			
侍従次長			
上皇侍従次長			
皇室医務主管			
宮務主管			
侍従（指定職俸給表の準用を受ける者に限る）			
女官長			
特命全権大使			
特命全権公使			
高等裁判所長官			
判事			
次長検事			
検事長			
各議院事務局の常任委員会専門員			
国立国会図書館の専門調査員			
指定職給料表			
指定職俸給表			
国有林野	管理職	Ｓ１	特級……Ａ０，特１級……Ａ１
	普通職	Ｓ２	特１級……Ａ１
	監視用務職	Ｓ３	
	技能職	Ｓ４	
	医療職	Ｓ５	
第一号任期付研究員		Ｗ１	号俸のみ（等級なし）
第二号任期付研究員		Ｗ２	号俸のみ（等級なし）